

## 大正期における行内検査の考察 —銀行の内部監督充実に関する議論と行内検査の事例研究—

いすゞ自動車(株) 大江 清一

本報告の目的は、大正期における行内検査の実態を、(1)金融制度調査会での銀行の内部監督充実に関する議論、(2)複数の行内検査実務書の内容比較、(3)行内検査事例の3つの考察を通して解明することである。

金融制度調査会での銀行の内部監督充実に関する議論においては、行政サイドが一般委員の提言を真摯に受けとめて、それを銀行の内部監督充実に生かそうという姿勢は見られなかった。つまり、大蔵省は議論の準備段階ですでに内部監督充実を監査役制度の改革によって行うことに決定し、それを法制度の整備によって実現するシナリオを作り上げていたと推察される。

大蔵省が銀行の内部監督強化手段を監査役制度の充実に限定せざるを得なかった理由としては、(1)明治期以来、銀行監査役の有名無実化が深刻な問題として認識されており、大蔵省もその改革の機会を探っていたと考えられること、(2)銀行検査部の強化や外部監査人の活用等、法的強制力を伴わない行政指導については消極的にならざるを得ないこと、(3)行内検査の充実を指導する場合、その模範となるべき当局検査の強化が遅れていたこと等が考えられる。銀行の内部監督充実を大蔵主導で実施しようとするあまり、民間銀行の役員である監査役を法的手当により実質的な大蔵省検査局の外局として取り込もうとする意図が明白となった。結果的に、金融制度調査会では実質的な検討は行われなかった。

行内検査に関する諸見解の比較においては、大正期の行内検査に関する3著作を比較した。3著作の相違が最も顕著に表れているのが行内検査の組織についてであり、主要な論点となるのは銀行の検査部を監査役に所属させることの是非に関する議論であった。

武州銀行妻沼支店の行内検査報告書を分析した結果言えることは、(1)地元有力者に対する貸出事務処理に不備が散見され、地縁重視の取引姿勢が銀行融資事務の基本動作に優先していること、(2)これらの事例には地方銀行の通弊である、「貸出運用における規律不足」が端的に表れていること、(3)妻沼支店における農地を中心とした不動産担保貸出は、比較的堅実であること、(4)預金獲得競争の中で、武州銀行妻沼支店は生きながらえることができたが、預金争奪が激化した結果逆鞘を招き、ハイリスク・ハイリターンの貸出運用を余儀なくされたこと、(5)地方銀行の問題点である「機関銀行化」と「一社大口貸出」については、妻沼支店ではきわ立った問題点として顕在化していないことの5点である。

大正期における行内検査について総括的に言えることは、大蔵当局と行内検査実務者レベルでは銀行の内部監督充実に対するスタンスが大きく異なっていたということである。地方銀行の行内検査事例を見るかぎり、地方銀行に固有な問題に対する指摘が見られる一方、行内検査手法については、実務書が規定する方法にしたがって、概ねオーソドックスな検査が実施されていた。大蔵当局が抱く理想論とはるかにかけ離れた実務レベルにおいては、行内検査を通して把握された個別の問題が詳細に指摘され、改善を求める努力が地道に遂行されていた。